

障害者の移動支援施策再構築に係る制度改正の実施について

移動支援施策の再構築につきましては、横浜市障害者プラン(第2期)に掲げた「将来にわたるあんしん施策」の一つとして、市会をはじめ、当事者、ご家族や団体の方々との議論、利用者アンケートや市民意見募集等の実施を経て、制度の見直しを進めてまいりました。

昨年度は、利用者負担金を導入する「横浜市福祉特別乗車券条例」が可決されるなど、施策再構築に係る制度見直しの節目となりました。

25年度は福祉特別乗車券を含む見直し後の各事業が円滑に利用されるよう、市民の皆様に対する制度周知等に努めながら進めてまいります。

1 福祉特別乗車券・福祉タクシー利用券 (10月1日～改正)

※乗車券・タクシー券の併用は不可

(1) 改正概要

- | | |
|------------------|---|
| 福祉特別乗車券 | <ul style="list-style-type: none">・軽度知的障害児・者(愛の手帳B2所持者)に拡大(約5,000人の利用見込み)・年額1,200円(20歳未満600円)の利用者負担金の設定 |
| 福祉タクシー利用券 | <ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳1級所持者に拡大(約500人の利用見込み)・施設入所者に拡大(約600人の利用見込み)・1か月に7枚の利用枚数制限を撤廃・経過措置対象者の交付終了(約2,000人) |

経過措置の終了について

17年度の制度見直しにより、身体障害者についてはタクシー券の交付要件に該当することとなった年齢が65歳以上の方は交付対象外としていますが、見直し時、激変緩和の視点で、見直し以前に交付要件を満たしていた方については、経過措置としてタクシー券が交付されています。この経過措置を9月末に終了します。

(2) 実施スケジュール

- 3月18日 継続利用者に対し、9月末までの乗車券・タクシー券送付に合わせ、改正予定内容を案内
- 5月7日 横浜市身体障害者団体連合会・会長連絡会において、タクシー券経過措置終了及び実施スケジュールについて改めて説明
- 5月下旬 拡大対象者(乗車券「軽度知的障害児・者」、タクシー券「精神手帳1級」)へ申請書送付 ※
- 6月下旬 タクシー券の経過措置対象者(約2,000人)に、敬老特別乗車証申請書(→9月2日から、区で申請受付開始)及びタクシー券の9月末交付終了の案内送付
- 7月中 入所施設を通じて、施設入所者のタクシー券申請勧奨
- 8月下旬 福祉特別乗車券の納付書又はタクシー券送付 ※
(→福祉特別乗車券納付書を受け取った方は、随時、簡易郵便局を除く市内郵便局で納付・受取)
- 10月1日 福祉特別乗車券又は福祉タクシー利用券の利用開始

※専用のコールセンターを設置(5月下旬～7月中旬、8月下旬～9月末)するとともに、横浜市ホームページ及び広報よこはま8月号で周知を図ります。

裏面あり

2 ガイドヘルプ事業・ガイドボランティア事業（4月1日～改正）

(1) 改正概要

ガイドヘルプ事業

- ・通学（特別支援学校・養護学校）、通所にも利用範囲拡大（「通学通所支援」の創設）
- ・日用品の買い物等の「日常必要外出」を廃止（約300人）
※代替制度有り（ガイドヘルプの「移動介護」やガイドボランティア）
- ・身体障害者手帳1～2級の方について、「全身性（最重度の身体）障害」から、「3肢以上の機能障害」を有する方へ要件緩和
- ・支給量について、基準時間を48時間から30時間に変更
※基準時間であり上限時間ではないため、必要に応じて30時間を超えることが可能

ガイドボランティア事業

- ・余暇活動にも利用範囲拡大
- ・集団見守り（特別支援学校・養護学校の登下校経路での見守り）の創設
- ・身体障害者手帳所持者について、「1～2級で視覚又は全身性（最重度の身体）障害児者」から、「1～6級で視覚・肢体不自由児者」へ要件緩和
- ・ボランティアへの奨励金を、一律500円（交通費が発生する場合は1,000円）に変更
- ・一般利用・通所利用において合計1か月に12回までとしていた利用回数制限を撤廃

(2) 周知状況

ガイドヘルプ事業

- 2月中旬 ・改正予定内容について、登録ガイドヘルプ事業所向け説明会を実施（311事業所参加）
 - ・特別支援学校、作業所、障害者団体等にガイドヘルプ・ガイドボランティア改正予定内容資料を送付（431か所）し、利用者等への案内を依頼
 - ・「日常必要外出」利用者（約300人）に対し、廃止の案内及び代替となる制度（ガイドヘルプの「移動介護」やガイドボランティア）の利用案内
- 4月 ・広報よこはま4月号でガイドヘルプ事業の「通学通所支援」創設について案内
- 4月～随時 ・利用者に対し、サービス支給決定の手続きにあわせて、区役所で個別に改正内容を説明（資料送付含む）

ガイドボランティア事業

- 2月中旬 ・ガイドボランティア事務取扱団体（計4団体）に対する説明会を実施
- 3～4月 ・登録ボランティア及び登録利用者（支援対象者）に、事務取扱団体から改正内容を周知（説明会開催、資料送付、個別連絡等による）

障害者の移動支援施策再構築に係る制度改正内容

【福祉特別乗車券（10月1日～改正）】

	～25年9月30日	25年10月1日～（変更箇所のみ記載）
交付対象要件 （障害者手帳）	身体障害者手帳（1～4級） 愛の手帳（A1～B1） 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	⇒ <u>軽度知的障害児・者（愛の手帳B2所持者）</u> <u>にも拡大</u>
利用者負担金	なし	⇒ <u>年額1,200円（20歳未満600円）</u>

【福祉タクシー券（10月1日～改正）】

	～25年9月30日	25年10月1日～（変更箇所のみ記載）
交付対象要件	①身体障害者手帳1～2級 （内部・視覚・下肢・体幹） ②知能指数35以下 又は愛の手帳A1～A2 ③身体障害者手帳3級（内部・ 視覚・下肢・体幹）かつ知能 指数50以下又は愛の手帳B1	⇒ <u>精神障害者保健福祉手帳1級所持者にも拡大</u>
	※ <u>施設入所者は対象外</u>	
利用枚数制限	1乗車7枚、 <u>1か月ごとに7枚まで</u>	⇒ <u>1か月ごとの利用枚数制限を撤廃</u>
経過措置終了	※ <u>平成17年4月1日以降に①の</u> 身体障害者手帳を65歳以上で 受けた方は対象外	⇒ <u>①の身体障害者手帳を65歳以上で受けた方</u> <u>は対象外</u>

【ガイドヘルプ(4月1日～改正)】

	～25年3月31日	25年4月1日～(変更箇所のみ記載)
派遣内容	<p>「移動介護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上不可欠な外出(日用品の買物等) ・社会参加の為の外出(余暇活動等) <p>「日常必要外出」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上不可欠な外出(日用品の買物等) 	<p>⇒「日常必要外出」は廃止(経過措置あり)</p> <p>⇒「通学通所支援」の新設</p>
対象者	<p>「移動介護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級の全身性(最重度の身体)障害児・者 ・身体障害者手帳1～2級の視覚障害児・者 ・知的障害児・者 ・精神障害児・者 <p>「日常必要外出」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～3級の身体障害者 	<p>⇒「移動介護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1～2級の3肢以上の機能障害を有する障害児・者とする要件緩和 ・身体障害者手帳1～2級の視覚障害児・者は「同行援護」へ移行のため対象外 <p>⇒「日常必要外出」は廃止(経過措置あり)</p> <p>⇒「通学通所支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1～2級の視覚障害児・者 ・移動介護の対象者
支給量	<p>「移動介護」基準48時間</p> <p>「日常必要外出」必要時間(最低限)</p>	<p>⇒「移動介護」「通学通所支援」合計で基準30時間</p> <p>⇒「日常必要外出」は廃止(経過措置あり)</p>

【ガイドボランティア(4月1日～改正)】

	～25年3月31日	25年4月1日～(変更箇所のみ記載)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級の視覚障害児・者 ・1～2級の全身性(最重度の身体)障害児・者 ・知的障害児・者 ・精神障害児・者 <p>※通学のみ知的・精神障害児に準ずる者</p>	<p>⇒1～6級の視覚障害児・者</p> <p>⇒1～6級の肢体不自由障害児・者</p> <p>⇒知的・精神障害児に準ずる者は不可</p>
外出の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用(通院、日用品の買物等) ・通所利用 ・通学利用 	<p>⇒一般利用に余暇活動を追加</p> <p>⇒集団見守り(特別支援学校・養護学校の登下校経路での見守り)の新設</p>
福祉有償運送との併用	可	⇒不可
奨励金	<p>「一般」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害児・者:1,900円 ・視覚・知的・精神障害児者:1,450円 <p>「通所・通学」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500円+交通費(上限800円) ※障害に関わらず一律 	<p>⇒「一般・通学・通所・余暇共通」</p> <p>500円</p> <p>※ただし、交通費が発生する場合は1,000円</p> <p>「集団見守り」</p> <p>500円</p>
利用制限	「一般・通所のみ」合計月12回まで	⇒月ごとの利用制限を撤廃